

イノシシの
保護及び管理に関するレポート
(令和5年度版)

2024年3月

環 境 省

はじめに

環境省では、2012（平成24）年度よりイノシシの生息状況や被害の現状の確認と対策の評価を行い、保護及び管理に関する基本的な考え方や課題について整理を行うこと等を目的として「イノシシ保護及び管理に関する検討会」を設置しました。

今後、定期的に保護及び管理に関する最新情報を「イノシシの保護及び管理に関するレポート」として取りまとめ、2021（令和3）年に作成された「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）」について随時補足を行っていく予定です。

ガイドラインは以下の環境省のホームページでご覧になれます。

<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2a/index.html>

- 目次 -

- 2018（平成30）～2023（令和5）年度のイノシシの保護・管理をめぐる動き 1p
- 今年度のレポートのテーマ 2p
- 目標設定と目標達成に向けた施策と評価 4p

2018（平成30）～2023（令和5）年度のイノシシの保護・管理をめぐる動き

2018（平成30）年

9月：我が国で26年ぶりに豚熱が発生しました。

10月：神奈川県で「神奈川県イノシシ管理計画」が策定されました。これにより、特定計画は44府県で策定されました。

2021（令和3）年

3月：「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）」が改訂されました。

2022（令和4）年

3月：第13次鳥獣保護管理事業計画の策定に伴い、イノシシの特定計画が36府県で改定されました（山形県、福島県、栃木県、群馬県、神奈川県、富山県、長野県、岐阜県の8県については、前期計画期間中につき、この年に改定は行われていません）。

2023（令和5）年

9月：2021（令和3）年度末におけるイノシシの推定個体数は中央値で約72万頭（90%信用区間：約54～97万頭）となり、2014（平成26）年度をピークに減少傾向が続いています。環境省と農林水産省は、抜本的な鳥獣管理対策について、ニホンジカ・イノシシの捕獲強化対策と捕獲目標の見直しを行いました。イノシシは、2028（令和10）年度までに、生息頭数の平成23年度水準からの半減を目指すこととしました。

2024（令和6）年

1月：野生イノシシにおける豚熱発生が確認されているのは本州及び四国の34都府県となっています。

- イノシシの **保護管理目標** の考え方
- 各目標に応じた **評価指標** の設定
- 指標の **モニタリング方法**



1. 保護管理目標の考え方

- 鳥獣の主な保護管理の目的は **人との軋轢の軽減** と **個体群の安定的な維持** です。
- **人との軋轢の軽減**を目的にした際に、イノシシの管理目標は主に以下の3つになります。
 - **農業被害低減**
 - **市街地出没抑制**
 - **感染症拡大防止**

保護管理の目的

人との軋轢の軽減

イノシシの管理目標は農業被害が大きいため、**農業被害低減**がメインテーマでした。

【※保護管理レポート(平成24、25、28年度版)】

近年はイノシシによる**市街地出没に伴う人身被害の発生**【※保護管理レポート平成27年度版】や、**豚熱の感染拡大**から、市街地出没の抑制や豚熱等の感染症拡大防止も重要な管理目標となります。

個体群の安定的な維持

イノシシにおいては、個体数の増加や分布の拡大により農業被害が甚大であったことから、人との軋轢軽減が主な目標となっていました。しかし、アフリカ豚熱が日本に入ってきた場合は、個体数の大幅な減少も危惧されます。**感染症拡大防止は個体群の安定的な維持の1つの保護目標にもなります。**

主な管理目標

- **農業被害低減**
- **市街地出没抑制**
- **感染症拡大防止**

個体群の状況に応じて**順応的に**目標設定や実施する対策の検討を行う

2. 各目標に応じた評価指標の設定

第二種特定鳥獣管理計画においては、以下のような流れで目標に応じた施策と評価指標を設定していきます。（☞参照：ガイドラインP.13～15『目標の設定と評価』）



3. 指標に対するモニタリングの設定と評価

各目標の達成状況の評価に用いる指標を得るためには、モニタリングを行っていく必要があります。モニタリング手法は地域の状況に応じて適切な手法を選択し、手法の特性を理解したうえで複数の手法により結果を補完することも必要になります。

目標設定と目標達成に向けた施策と評価

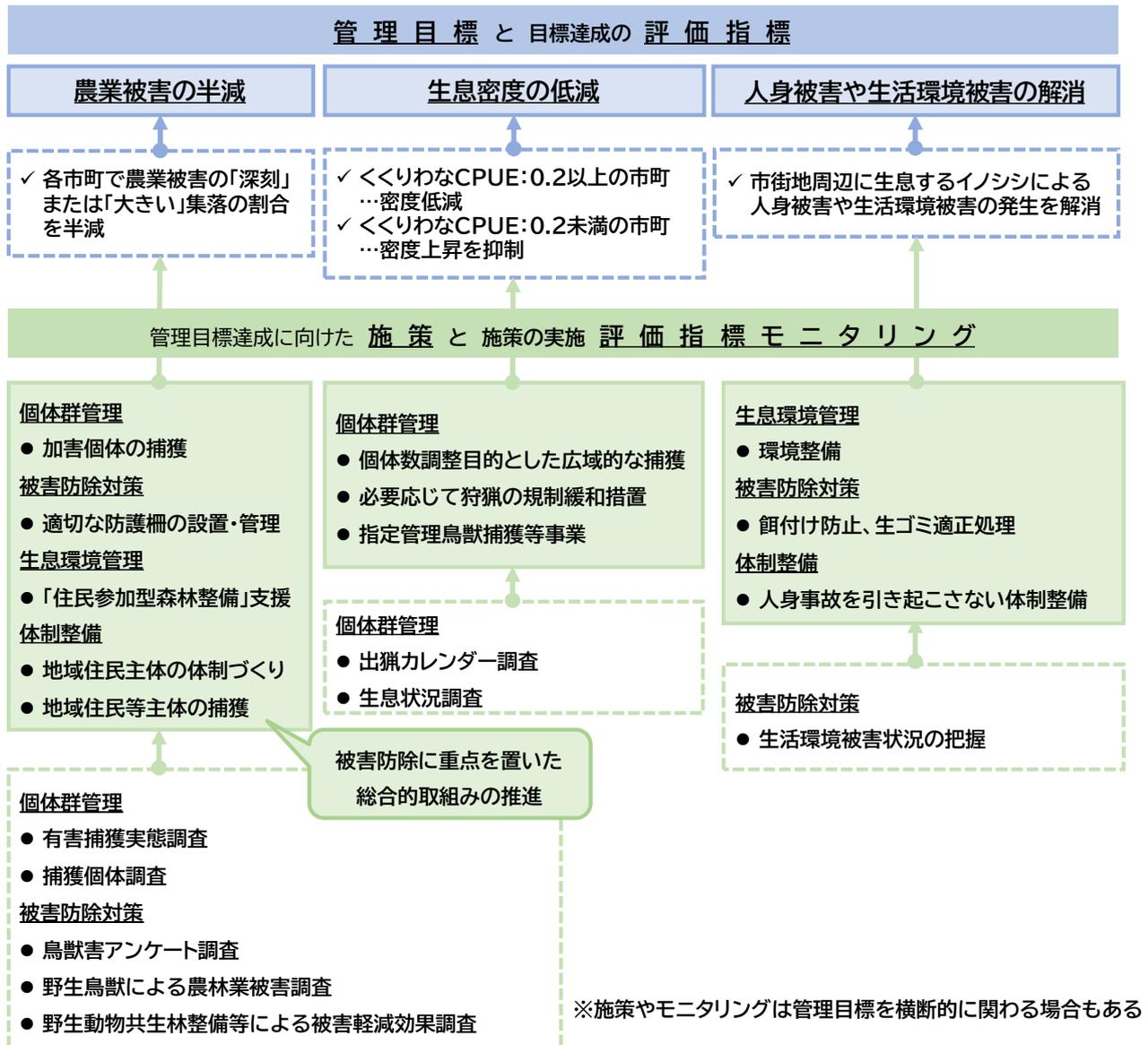
設定した管理目標と目標達成に向けた施策の実施、施策の効果や目標達成状況を評価するための指標の設定及びモニタリングについて、体系的に実施している兵庫県と栃木県について、管理計画をもとに状況を整理しました。

1. 兵庫県

(1) 管理目標

- 農業被害の半減
- 生息密度の低減
- 人身被害や生活環境被害の解消

【兵庫県の管理目標及びそれに対応した施策、評価指標及びモニタリング】



(2) 管理目標達成に向けた施策

近年、2万頭以上を捕獲してもなお被害が大きく減らないことから、継続して捕獲圧をかける事としていますが、一方でイノシシの被害軽減は捕獲による個体数管理だけでなく、被害対策が最も重要であることから、被害防除に重点を置いた総合的な取り組みを推進しています。

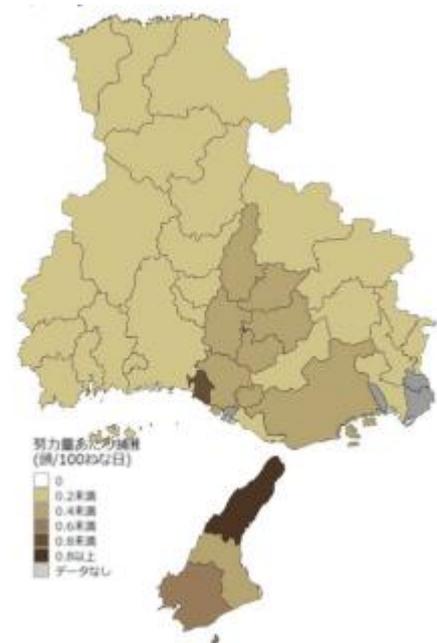
① 被害防除

- 地域住民が主体となった体制づくりの推進
- 防護柵の設置・点検・果敢
- イノシシを引き寄せない集落作りの普及指導
※集落境にある森林の刈り払いなどを地域住民が行う「住民参画型森林整備」を支援
- 高被害地域の捕獲推進
※農地や市街地へ出没し被害を及ぼす個体の捕獲を推進。地域住民が主体となった捕獲に対する技術指導並びに体制づくりを支援

② 生息密度の低減

イノシシの生息密度指標として『くくりわなCPUE』をもとに、県平均のくくりわなCPUE0.2を目安として個体数管理を行っています。くくりわなCPUEが0.2以上の市町については捕獲重点化市町として設定し、くくりわなCPUEの低減を目的とした捕獲を推進しています。

- 被害防止目的の捕獲に加え、個体数調整を目的とした広域的な捕獲の実施
- 群れごと捕獲の推進（メスの生息密度低減を図る）
- 狩猟による捕獲推進（狩猟期間の延長の継続、くくりわな制限の解除 等）
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施



市町村別くくりわなのCPUE（令和3年度）
（「第3期イノシシ管理計画」より）

③ 捕獲にかかる担い手の確保・育成と体制整備

継続的かつ効果的な捕獲を推進するために、被害対策や捕獲に取り組む多様な捕獲者の確保・育成を推進し、適切な体制の整備に努めています。

担い手の確保・育成

- 農家や民間事業体等多様な捕獲の担い手の確保育成
- 地域ぐるみの捕獲を進めるリーダーの育成
- 安全かつ高度な捕獲技術を有する認定鳥獣捕獲等事業者の育成 等

捕獲体制の整備

- 集落ぐるみの捕獲体制整備
- 森林エリアでの林業事業体等を活用した捕獲体制整備
- 島嶼部や分布拡大地域での生息状況把握と捕獲推進 等

(3) 施策及び管理目標達成の評価に向けたモニタリング

兵庫県では、毎年特定計画に関するモニタリング結果を事業実施計画に取りまとめている。

① 生息状況調査

- 出猟カレンダー調査
- 有害捕獲実績調査
- 捕獲個体調査
- 生息状況調査 ※自動撮影カメラ調査や痕跡調査により生息密度を把握し、生息密度推定方法の確立を目指している。

簡易密度指標を用いた生息状況の把握

- 調査区画内のイノシシの掘り返し痕跡の「あり」・「なし」を記録
- シカ糞塊密度調査と同時に実施可能
- 広域的なイノシシの生息状況の把握、年次調査によるモニタリングに有効
- 自動撮影カメラと組み合わせることで、広域スケールでの生息密度の推定に活用可能



＝引用＝

環境研究総合推進費 4G-2001 イノシシの個体数密度及びCSF感染状況の簡易モニタリング手法の開発)

サブテーマ1：イノシシの個体数変動の簡易モニタリング手法の開発

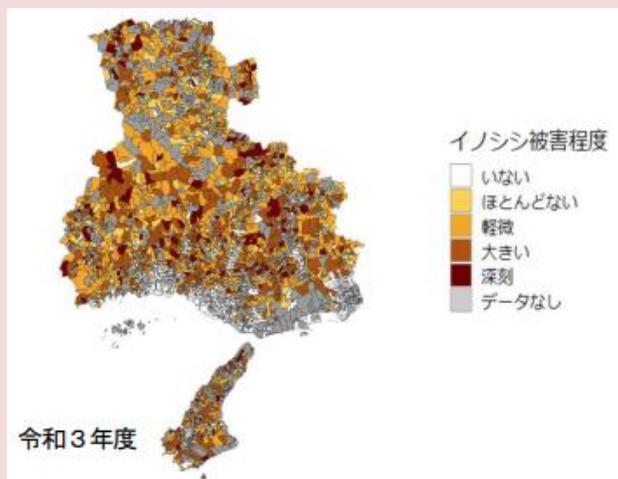
https://drive.google.com/file/d/1hrWD9M4jQfg8IKKFdGO_KupMI-vI69eK/view

② 被害調査

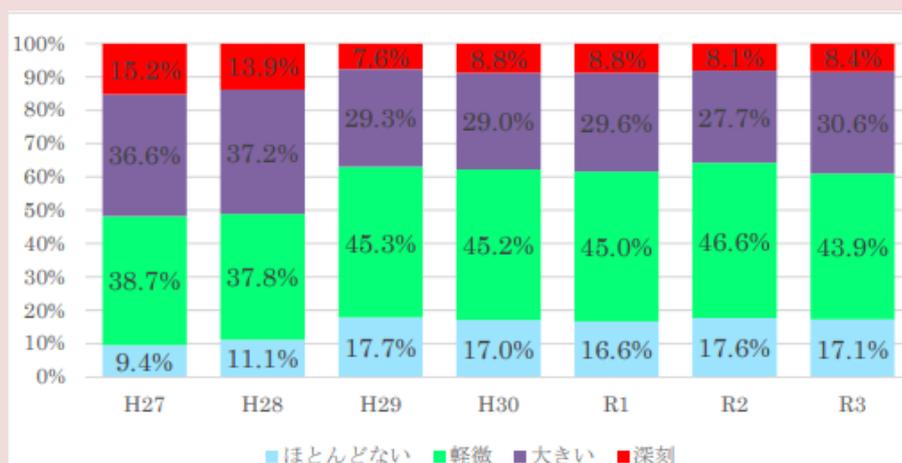
- 野生鳥獣による農林業被害調査
 - 生活環境被害状況の把握
 - 野生動物共生林整備等による被害軽減効果調査
 - 鳥獣害アンケート調査
- ※農業集落単位の農業被害と被害対策に関するアンケート調査

鳥獣害アンケート

- 集落の農会を対象に毎年実施
- くくりわな CPUE の生息密度に関わらず県内の広い範囲で大きな被害が発生



- 農業被害結果の「深刻」「大きい」集落の割合は、平成27年度に比べて令和3年度は約3割減少



＝引用＝

兵庫県 第3期イノシシ管理計画及び令和5年度事業実施計画（資料編）

③ 生息環境調査

- 下層植生の衰退度とイノシシ生息密度の関連調査
- 野生動物共生林整備事業等の効果検証

＝ 参考文献 ＝

兵庫県 第3期イノシシ管理計画（資料編含む）

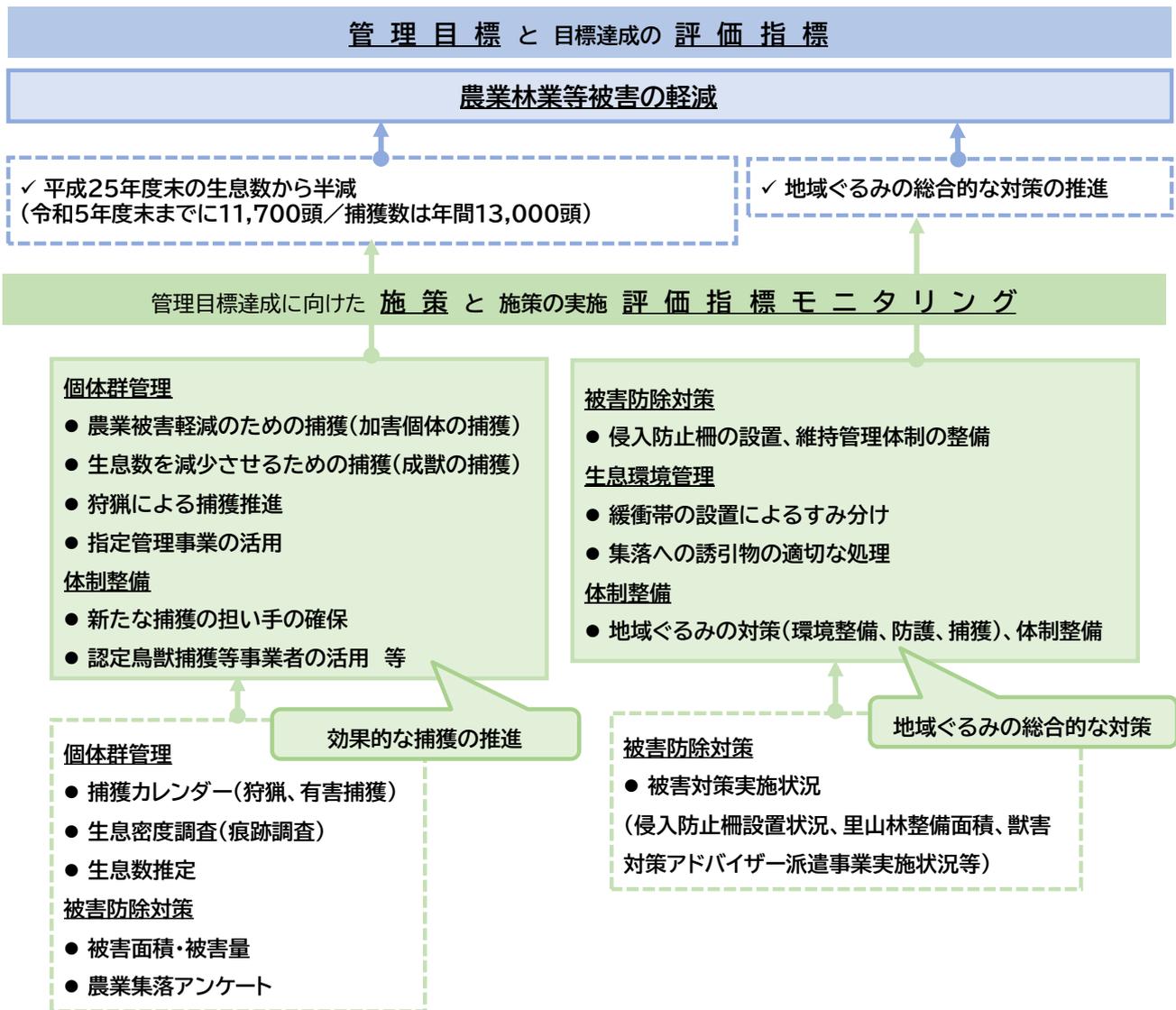
兵庫県 令和5年度事業実施計画（資料編含む）

2. 栃木県

(1) 管理目標（基本方針）

- 農林業等被害の軽減
 - 地域ぐるみの総合的な対策の推進
 - 効果的な捕獲の推進

【栃木県の管理目標及びそれに対応した施策、評価指標及びモニタリング】



(2) 管理目標達成に向けた施策

① 被害防除対策

- 設置後の維持管理体制を念頭においた侵入防止柵の設置

② 捕獲

➤ 捕獲目標の設定

※目標生息数から年間の捕獲目標数を設定。令和4年度以降は目標の達成状況や捕獲・被害状況等を踏まえて見直す。

- 農業被害軽減のための捕獲（被害発生のうち周辺における加害個体の捕獲）
- 生息数を減少させるための捕獲（山林内の生息数を減少させる。繁殖可能個体を優先的に捕獲）
- 狩猟による捕獲推進（狩猟期間の延長の継続、くくりわな直径制限の解除 等）
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の活用

③ 地域ぐるみの対策

- 「環境整備」「防護」「捕獲」の被害対策を集落単位で行う取り組みの推進
- 鳥獣管理士等の養成・活用

(3) 施策及び管理目標達成の評価に向けたモニタリング

栃木県では、管理計画に基づき実施した対策の効果等について継続してモニタリングを実施し、モニタリング結果報告書として取りまとめています。

① 捕獲・生息数

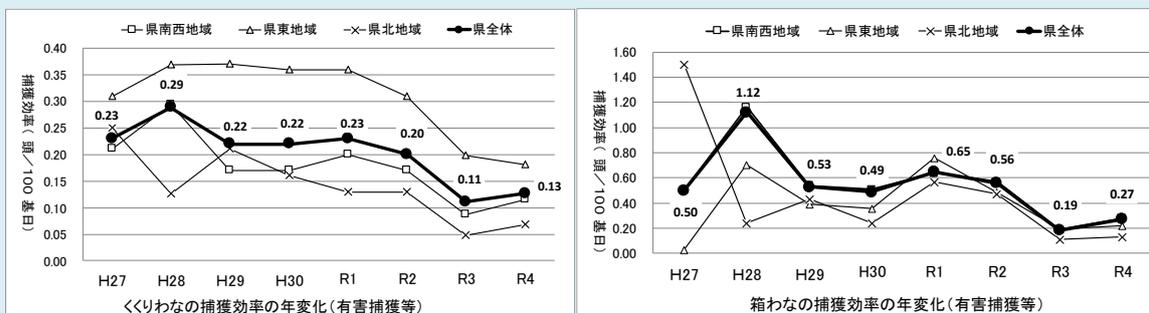
- 捕獲数、捕獲日、捕獲場所等の情報収集
- 捕獲カレンダー調査
※狩猟登録者や有害捕獲当従事者から、捕獲数、捕獲日、捕獲位置（5 kmメッシュ）に加え、わな・銃の許可対象、わなの架設位置（メッシュ）、設置数、設置期間、銃の入猟位置（メッシュ）、同行者数、目撃数を収集
- 階層ベイズ法による個体数推定（3年ごとに実施）
※総捕獲簿、目撃効率（銃）、捕獲効率（銃・箱わな・くくりわな）、堅果類の豊凶指数、掘り起こし数（シカ糞塊調査ルート上）のデータを用いる

② 被害対策実施状況及び被害状況

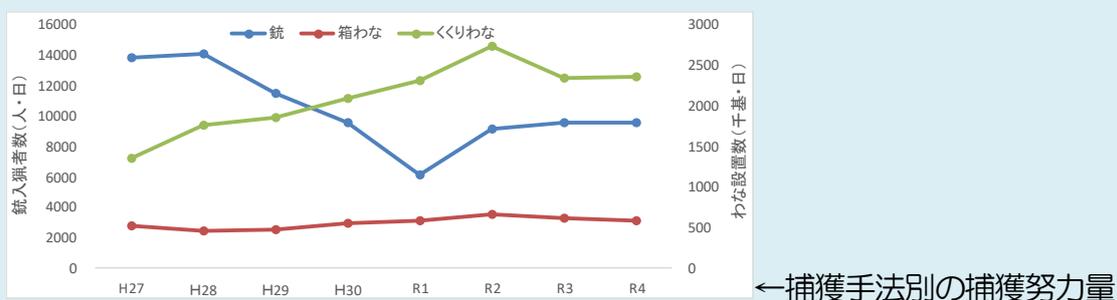
- 侵入防止柵設置状況
- 里山林整備事業の実施状況
- とちぎ獣害対策アドバイザー派遣事業の実施状況
- 農業集落アンケート

捕獲カレンダー調査：狩猟+許可捕獲

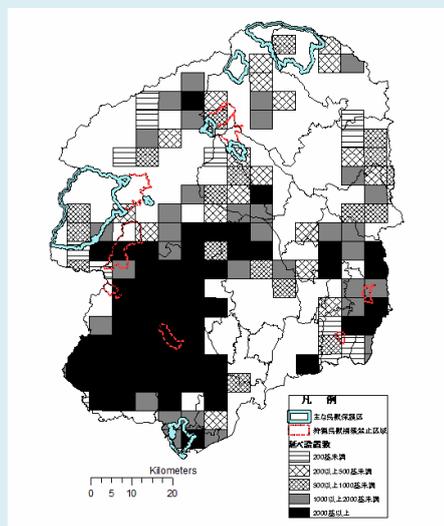
- ・ 狩猟では10割、許可捕獲では8～9割の報告率を達成しています。
- ・ 捕獲効率を算出することで、個体数の動態を把握することが可能です。



- ・ 捕獲手法別の捕獲努力量を把握し、強化すべき捕獲手法を検討しています。



- ・ メッシュ別に分析することで広域を俯瞰できるデータになります。



←有害捕獲等の箱わなによる捕獲努力量

＝引用＝

令和4(2022)年度栃木県イノシシ管理計画モニタリング結果報告

令和5年度鳥獣保護管理に係る人材育成研修(応用編・イノシシ)講義資料

＝参考文献＝

栃木県イノシシ管理計画(四期計画)

令和4(2022)年度 栃木県イノシシ管理計画モニタリング結果報告書

令和5年度

イノシシの保護及び管理に関するレポート

2024年3月

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話：03(3581)3351（代表）

業務請負者 一般財団法人 自然環境研究センター

〒130-8606 東京都墨田区江東橋3丁目3番7号

電話：03(6659)6310（代表）

リサイクル適正の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料「A ランク」のみを用いて作製しています。